

# 史料 水戸藩反射炉と石炭

炭礦の社会史研究会

島崎和夫

本書には多賀郡友部村の御用留（友部樫村讓家文書）

から幕末期水戸藩反射炉の大砲铸造用燃料である石炭の採掘にかかわる史料を収録した。

幕末期の数年間稼働した湊村（ひたちなか市）に設けられた反射炉、その燃料としての石炭を領内の多賀郡友部・山部両村（日立市）と秋山村（高萩市）から掘出した。その採掘に村側の責任者として対応したのが、友部村の樫村吉左衛門であった。樫村は郷士であり、庄屋と山横目を兼任し、その役割に応じさまざまな「御用留」を作成している。その中から石炭にかかわる記事を選び出した。

樫村吉左衛門については、野上平「安政改革期の十王地  
方と農村統制」『十王町の歴史と民俗』第14号を参照されたい（友部樫村讓家文書6―21「諸御用手控」に詳しい）。



史料1 安政2年12月 反射炉御用石炭友部村東寺朱  
印地掘出し入目帳 の一部

目次

1 安政2年12月 反射炉御用石炭友部村東泉寺朱  
印地掘出し入目帳 3

2 嘉永6〔安政6年 友部村「諸御用手控」 4  
(1) 安政2年12月 反射炉御用石炭掘取りに付褒  
状 5

(2) 安政3年5月 反射炉御用石炭掛取立て達 5

3 安政4年1月 反射炉石炭掘出し入用控 5

4 安政4年 友部村山横目「諸御用留」 6  
(1) 安政4年11月 多賀郡秋山村地内石炭掘取り  
に付達 6

(2) 安政4年11月 多賀郡秋山村地内石炭掘取り  
達 6

(3) 安政4年12月 秋山村地内良質石炭掘取りに  
付達 6

(4) 安政4年12月 江戸三河町石炭掘取り巧者派  
遣に付達 7

5 安政4年11月 山部村滝之沢にて反射炉石炭掘  
取りに付山横目伺書 7

6 安政5年 友部村山横目「諸御用留」 7  
(1) 安政5年1月4日付 石炭産出場所検分達 8  
(2) 安政5年1月9日付 石炭千貫掘取り達 8  
(3) 安政5年1月20日付 石炭千貫掘取り催促達 8  
(4) 安政5年1月29日付 石炭掘取り遅滞に付達 8  
(5) 安政5年2月13日付 石炭掘取り遅滞に付達 9  
(6) 安政5年4月4日付 石炭二千貫掘取り達 9  
(7) 安政5年6月6日付 石炭千貫掘取り達 9

7 安政5年 友部村山横目「諸御用控」 9

(1) 安政5年2月 反射炉御用石炭輸送遅延届書 9

(2) 安政5年4月 山部村石炭掘取り入費調 10

(3) 安政5年4月 安政四年暮石炭掘取り掘入目調 11

(4) 安政5年7月 山部村石炭場小屋普請願書 11

(5) 安政5年7月 石炭掘取り御用勤 12

(6) 安政5年7月 山部村石炭掘取り入目帳 12

8 年不詳 石炭掘取り方に付郡奉行所役人書  
状 13

9 年不詳 反射炉御用石炭運送荒天による遅延  
に付達 13

補 安政3年3月 石炭掘取り人足控 13  
参考 文久3年8月 石炭一俵あたり山部村から茨城郡  
大貫村までの諸懸り書上 14

凡例

翻刻にあたり次のように取り扱った。

- (一) 変体かなは、ひらかなとした。
- (二) 読点「、」並列点「・」は編者による。
- (三) 漢字は常用漢字を用いたが、一部正字用いた。
- (四) 使用した符号は以下のとおり。( ) …編者による補  
足・訂正・註記。「」…表紙部分。□…判読不能文  
字。
- 常陸 磐城 訂正・見せ消ち(磐城を常陸と訂正)
- ミ、ミ、を小さくして示した。
- (五) 助詞の者・而・茂・江・与・而已は、漢字のまま文字  
を小さくして示した。
- (六) 合字の方はそのままに示した。

1 安政2年12月 反射炉御用石炭友部村東泉寺朱印

地掘出し入目帳

(友部樫村讓家5-12 豎帳)

(表紙)

安政二年

友部村

反射炉御用石炭御掘出御入目帳

卯十二月

(表紙裏)

覚

御入用錢

一 炭俵 三百四拾五俵

一 鶴嘴 拾丁

一 鋤簾 四枚

右之通り御預り申候

(改丁)

友部村

一 石 炭 千俵 但老俵拾貫目入

此堀取日雇錢貳拾五貫入

但老俵ニ付鑿貳拾四文ツ、

是者堀出候并貫目俵作り共

一 駄賃錢 貳拾九貫百六拾四文

但老俵ニ付鑿廿八文ツ、

是者場所方川尻濱迄附送り候分

一 鑿貳貫四拾八文 友部村納

此繩百廿三房 但老房五十尋

鑿拾六文ツ、

一 鑿八百八拾文

此鑿貳百拾貳わ 但シ老わ鑿四文ツ、

一 炭 俵 千三百四拾五俵

但老俵之長貳尺、四ツ所あみ

内 五百俵

中深荻村納

五百俵

入四間村納

三百廿八俵

高原村納

拾七俵

友部村納

此代鑿拾四貫拾文

但老俵ニ付鑿拾文ツ、

一 鑿 拾老貫八百文

此人足五拾九人 但老人ニ付鑿貳百文

是者土剥取候節召仕候人足

一 鑿貳貫六百元

此鋤簾 四枚

但老枚鑿六百貳拾八文ツ、

友部村

売上人

加治

忠 八

惣ノ鑿八拾五貫五百拾文

此渡方

同村

鑿七拾老貫六百七拾四文

樫村吉左衛門

是者堀賃、駄賃、繩、藁俵、土剥、鋤簾代

中深荻村

庄屋

会沢彦左衛門

鑿 五貫貳百文

是者炭俵五百俵代

鑿五貫式百八文  
是者同斷

入四間  
庄屋 関 右馬之允

鑿三貫四百拾六文  
是者同三百廿八俵代  
高原村 庄屋 根本 伝 吾

右者反射炉御用石炭、当村川上東泉寺御朱印地を御堀出し候間、我々共罷出小奉行相勤、前書之通り御入目相違無御座候、以上

右村 長

樫村吉左衛門

庄屋代

与頭

卯十二月

樫村儀兵衛

同

樫村惣左衛門

同

樫村貞介

同

柴田定介

〔裏表紙〕

〔綴込〕安政3年2月 反射炉御用石炭掘出し経費精

算書(状)

覚

一 金貳拾兩 御預り候分

わけ

鑿八拾五貫五百拾文

是者御入目帳之面

金 拾兩

是者川尻船庄屋へ渡ス

指引

金貳兩三分三朱

鑿百貳拾貳文

是者御指替ニ相成候分

右者反射炉御用石炭御堀出シニ

御指

相成候御入用金替金前書之通

り御受取申候

友部村

長

安政三年 樫村吉左衛門

辰二月

2 嘉永6、安政6年 友部村「諸御用手控」

(友部樫村讓家6-21 小横帳)

〔表紙〕

嘉永六年

石炭下帳

諸御用手控

村長

樫村吉左衛門

丑九月吉日

(1) 安政2年12月 反射炉御用石炭掘取りに付褒状

友部村

一 金百疋 長 榎村吉左衛門

右ハ反射炉御用石炭昨年方堀取之儀取扱(マツ)太儀候ニ付為御酒代本文之通り被下置候事

以書付致啓達候、御達申候御用有之候条、明十五日早朝下孫村江御出ニ致度此段得御意候、以上

十二月十四日 田邊彦介

大高秀藏

右者安政二年卯十二月十五日下午孫村長宅へ被□本文之通り被下候趣

(2) 安政3年5月 反射炉御用石炭掛取立達

友部村

一 長 榎村吉左衛門

右者反射炉御用石炭為御取相成候ニ付掛申付候条、萬端立入、御費無之候様取扱可申事

右御用之儀、安政三年辰五月十日御郡奉行廻村之節山部村ニ而御達ニ相成候、但同掛五人也

榎村吉左衛門

榎村貞介

山部

榎村彦六

榎村柳介

榎村重衛門

3 安政4年1月 反射炉石炭掘出し入用控

(友部村山横目「御用手控」)

友部榎村讓家 6-15 小横帳

(表紙)

安政四年

御用手控

御山横目

正月 榎村吉左衛門

反射炉石炭掘出し入用控

山部滝の沢

一 石炭拾四俵 但十五貫め入

此諸入用

仕事師 八人

此日雇式分 但一日老朱文ツ、

内老分式朱也 十二月六日渡

内式朱 十二月十五日渡

駄賃七駄 老駄式俵

此駄賃七百八拾四文

但老駄百十二文ツ、

山部定介渡

此百四拾四文 炭俵 十四俵代

同百三拾式文 繩八尋代

同三拾五文 わら七束代

同 拾六文 □□□代

〆三百三拾壹文

4 安政4年 友部村山横目「諸御用留」

(友部樫村讓家214 豎帳)

(表紙)

安政四 二冊目

諸御用留

巳二月 御山横目

樫村吉左衛門

(1) 安政4年11月 上品石炭掘取りに付問合せ

石炭上品式百貫目程急ニ掘取申度候所、右ハ先達而竹下清右衛門等見分之節品之善悪撰訳等之□申聞之振も有之、定而御自分ニも右之趣ハ承知之事と相見候得ハ、此度入用分上品掘取方御自分手ニ而出来可申哉致承知度候条、舌配符ヲ以明後日上深荻泊リへ可被申出候

中村猪之介

十一月廿八日

塙 左五郎

友部村

御山横目

(2) 安政4年11月 多賀郡秋山村地内石炭掘取り達

覚

石炭式百貫目

右此度御出来の反射炉鉄湧方試御用前書之貫数来月廿日方御用ニ候条、秋山地内品御自分并山部村懸り村役人立合、別紙之面ニ而掘取早速川尻村へ致駄送、此節ハ御城

米運送可有之候条少表之事ゆへ為積込、前書日限之頃相違無之様爰元御場所へ着致候様、右取扱山部村庄屋等へハ此配符之面ヲ以御自分方早速通達可被致候、此段旁申達候、以上

十一月晦日

小室寅三郎

佐久間貞介

友部村

御山横目

秋山地内石炭之儀懸り一同も其節承知之通り善品ハ少く候而間々ニ交り有之候所、此度試ニ用候ニハ極宜敷品計撰抜候而掘出候様、尤右数も小分之事ゆへ可然仕事師へ申付、懸り役人立合之上堀取、少も不宜品交り不申候様、尤撰抜掘取候ニハ格別手間も相懸り可申やニ候得共、ともかく少俵之事ニ候へハ何分吟味致掘出候上ニハ雨露相懸り不申候而苔様之ものニ而包置、俵物ニ致し川尻濱へ荷出候様可被致候、海運之都合も有之候へハ成丈取いそき堀取、川尻も致通達置運漕の都合可然旁可被取計候、実ハ出役之上取計候筈之所御支配御役所辺も此節ハ人介無之不得止時分から申付候条、山部村役人等へも旁宜敷可被申付候、諸入用辻之義ハ追而仕出を以可被相受取候

一 右運送廿日方迄ニハ爰元着岸ニ可相成所、若も海運指支之筋有之候へハ不得止事、駄送ニ致候方外無之処弥駄送ニも相成候ハ、五駄分御定駄賃ニ而ハ可致難儀候間、相当之駄賃ニ而森山辺ニ而見切付替候様致候外有之間敷、此段ハ全心得迄ニ申達候、以上

(4) 安政4年12月 江戸三河町石炭掘取り巧者派遣  
に付達

江戸神田三河町三町目上州屋市左衛門与申もの石炭掘取  
方等巧者之由にて此度相下り候ニ付且当人指遣候条山案  
内之者指出し、所々為見届候様可被致候、尤事ニ寄為堀  
取候儀も可有之、市左衛門方申出有之候ハ、仕事師共指  
出指支無之様可被致候、此段申達候、以上

十二月十九日

桜井哲之介  
塙 左五郎

友部村  
御山横目

5 安政4年11月 山部村滝之沢にて反射炉石炭採掘  
に付山横目伺書

友部村山横目「諸御用控帳」(友部樫村讓家213 竖帳)

(表紙)

安政四年

諸御用控帳

御山横目

巳三月 樫村吉左衛門

以書附申上候

一 此度石炭上品之処御入用之由御達罷成、委細承知仕  
候、尤先達而反射炉掛り様御入之節所々御見分ニ相成  
候得共、山部・秋山境滝之沢ト申候場御堀立御覽ニ相  
成、右之場所宜敷振被仰聞居候間、同所ニ而堀取可申  
奉存候、貫目之儀ハ忝俵拾貫目入ニ為作、尚又運送等  
之儀、如何之取扱可申御達次第早速取掛り為堀取可申  
候、仍而此段旁御窺申上候、以上

巳十一月卅日申出

塙 左五郎様

中村猪之介様

上深荻村出ス

友部村

御山横目

樫村吉左衛門

6 安政5年 友部村山横目「諸御用留」

(友部樫村讓家216 竖帳)

(表紙)

安政五 三冊目

諸御用留

午正月 御山横目

(1) 安政5年1月4日付 石炭産出場所検分達

石炭出候場所見届之もの旧冬指出候所、右之外可然場所  
も可有之哉、今一応見分いたし度趣ニ付又々指遣候間、  
東禅寺最寄ハ勿論何方ニ而も出石有之場所ヲハ無残為見  
届候様可被致候、尤其村計ニ無之山部へも申遣、右村ヲ  
も案内可被申付候、此段申達候、以上

正月四日

塙 左五郎

友部村

御山横目

(2) 安政5年1月9日付 石炭千貫掘出し達

覚

一 石炭千貫目程

但 忝俵拾貫目入百俵

同 拾五貫目ニ候得ハ六拾六俵

右爰元御鑄立ニ付当月廿一二日頃御用ニ候条、去暮中堀取相廻り分至極宜敷候間、其通り之品致吟味前書俵数海運ニ相成候様可被致候、尤一度ニ丸々ニ而ハ指支候ハ、六七百貫目之所爰元迄相廻り様可被取扱候、委細去暮中通り相心得、尚更御自分方山部村庄屋へも可被申付候、此段申達候、以上

正月九日

菊地熊雄

佐久間貞介

友部村

御山横目方

(3) 安政5年1月20日付 石炭千貫掘出し催促達

反射炉御用石炭千貫目山部村ニ而掘取候分、来ル廿三日まで湊村江着岸之義可被相達置候振りも有之処、右ハ此節早無之、反射炉御用御手支相成居り趣ニ而又々申来候間、精々立入海上次第成ル丈ケ右日限までハ着岸相成候様可取扱候、此段又々申達候、以上

正月廿日

鈴木竹二郎

鴨志田二郎八

友部村

御山横目

追達、本文之義反射炉掛り方委細相達候通り相心得、上品撰候上可被取扱候

(4) 安政5年1月29日付 石炭掘出し遅滞に付達

覚

石炭千貫目

右湊御製銃廻御急御用ニ付去ル廿二三日迄ニ御場所着ニ相成候様相達、其後も元御役所方も配符指出候処に今着、遅滞如何之行違ニ可有之哉、最早御指懸りニ相成、御用御間欠ケにも相成候場合ニ至り候条、早速運送取扱是迄延引之段、尚此先之都合委細以書付此者へ可被申出候、此段態々御飛脚申達候、以上

正月廿九日

鬼沢又一郎

二月二日着

佐久間貞次郎

友部村

御山横目方

追達、本文之外此先御入用左之通り相達候条、近々相達置候通り善性致吟味、来月十五日迄ニ当地着相成候様可被取扱候

覚

石炭式千貫目

但老俵拾貫目入ニ致可申候

右来月十五日迄ニ当地着相成候様

午正月廿八日

湊御役所

(5) 安政5年2月13日付 石炭掘出し遅滞に付達

湊御製銃所御用石炭之義者追々相達候振有之所に今不着、甚扱不行届致方と相察候、右者来ル十七日方迄ニ漁船ニ而なり、いつれ之道運漕送、速ニ可取扱候、此段急申達候、以上

菊地熊雄

二月十三日

鬼沢又一郎



友部村  
御山横目

川尻村

岡濱

庄屋

(6) 安政5年4月4日付 石炭二千貫掘出し達

覚

石炭貳千貫目 但老俵拾貫目

右大銃御製造御用追々相達候通何分品吟味之上来ル廿日頃迄ニ御場所着相成候様可被取扱候、尤苗代旁盛農ニハ候得共何分都合致、御用弁專一ニ可被相心得候、此段御飛脚申達候、以上

四月四日

鬼沢又一郎

佐久間貞介

友部村

御山横目方

外石炭山懸り

役人共

(7) 安政5年6月6日付 石炭千貫掘出し達

覚

石炭千貫目程

右反射炉御入用為堀取相納様、尤当節不残焚詰、此上鑄込之御手当無之候ニ付何分さし急キ、来ル十四日方迄ニ右方迄着船相成候様取扱可被申候、此段申達候、以上

桜井哲之介

六月六日

矢口七太郎

友部村  
御山横目

7 安政5年 友部村山横目「諸御用控」

(友部樫村讓家215 竖帳)

(表紙)

安政五

諸御用控

午正月 御山横目

(1) 安政5年2月 反射炉御用石炭輸送遅延届書

以書附申上候

石炭千貫目

此俵六拾八俵 但老俵拾五貫目入

右反射炉御用石炭千貫め御入用ニ付、堀取相納候様過日御達ニ相成候ニ付早速取掛、前書之通り俵作り岸下ケ仕候処、折々時雨歟ニ而高浪ニ相成、出船相成兼候趣舟庄屋方申出有之候ニ付、指控罷居り候間、平海次第早速為積登相納可申上候、仍而此段申上候、以上

午

二月二日

申出

友部村

御山横目

樫村吉左衛門

佐久間貞介様

鬼沢又一郎様

(2) 安政5年4月 山部村石炭採掘入費調

覚

正月分

滝の沢

一 石炭千廿貫め

此俵数六拾八俵 但老俵ニ付拾五貫め入

此御入目

仕事師

受負人

一 總七貫九百三拾貳文 金 蔵

但老俵ニ付總百拾六文ツ、  
俵造り迄

濱下ヶ駄賃

山部村

一 同 三貫八百貳拾四文 貞 蔵

但貳俵附老駄百拾貳文ツ、

別紙罷出候之面

一 同老貫四百五拾六文

二月分

滝の沢

一 石炭貳千百貫目

此俵数貳百拾俵 但老俵ニ付拾貫め入

此御入目

受負人

仕事師

總拾七貫五百文 金 蔵

但老俵總八拾九文ツ、右同斷

濱下駄賃

山部

同七貫八百七拾貳文 貞 蔵

但三俵附老駄百十二文ツ、

同貳貫百八拾四文

炭俵貳百拾俵代

老俵口拾文ツ、

同老貫九百三拾八文

別紙三行罷出之面

一 總廿九貫五百貳文

四月分

滝の沢

一 石炭貳千貫め

此俵数貳百俵

此御入目

受負人

仕事師

總拾六貫六百六拾四文 金 蔵

但老俵附八拾文

濱下駄賃

山部

同七貫五百文 貞 蔵

但三俵附總百十二文ツ、

同貳貫八拾文

炭俵貳百枚代

老俵拾文ツ、

同老貫六百五拾七文

一 總七貫九百九文

一 總七拾貫六百廿七文

右者石炭当正月方同四月迄三度石炭為御堀相成候諸御入

目前書之通り取調并別紙相添指上申候、以上

友部村

御山横目

樫村吉左衛門

安政五年

四月

湊反射炉御役所へ出ス

(3) 安政5年4月 安政四年暮石炭採掘入目調

覚

滝の沢

一 石炭貳百拾貫め

此俵数拾四俵 但老俵拾五貫目入

此御入目

金式分也 仕事師 蔵

此人足拾人 但老人ニ付銀三匁ツ、

鏝七百八拾四文 濱下駄賃

但式俵附老駄百十二文ツ、

同三百三十卷文

別紙四行罷出之面

ノ金式分鏝老貫百拾七文

右者石炭去暮中為御堀ニ相成候諸御入目前書之通り取調

并別紙仕出相済指上申候、以上

安政五年

午四月

友部村

御山横目

檜村吉左衛門

湊反射炉

御役所へ出ス

(4) 安政5年7月 山部村石炭場小屋普請願書

以書附申上候

山部滝の沢

一 小屋老棟

但長三間

横式間

是ハ石炭場小屋無之、雨中之節指支候ニ付、杉□木ヲ

以堀立ニ仕、小麦から等ニ而颯与出来候御普請

此御入目積り

□丸木

一 杉□登セ 式挺

但長老丈三尺

末口四寸位

一同 柱 六挺

同長八尺五寸

末口四寸位

一同 桁 式挺

同長四間

末口三四寸

一同 梁 三挺 同長式間

末口五寸

一同 棟 老挺 同長四間

末口四寸位

一 さす 四組 同長 九尺

末口三四寸位

ノ六行 此代金式朱式百文

後ニ 古繩八拾房 但老房五拾尋手組

此代鏝老貫三百三拾式文 但老房十六文ツ、

一 小麦わら 五拾束 但老束五尺ノ繩

此代鏝老貫八百七拾式文 但老束鏝三拾六文ツ、

一 雜細木 四拾本 但廻り六七寸位

長有次第

一同 百本 同廻り式寸位

長有次第

一 大工 三工 御作料

一 萱手 六人 右同断

一 人足 三拾人

ノ金式朱三貫式百八文

右石炭場小屋御普請御入目積り前書之通り大図取調申上

候間、早速御出来ニ相成り候様奉願上候、此段申上候、

以上

午七月

友部村

御山横目

檜村吉左衛門

塙左五郎様

(5) 安政5年7月 石炭採掘御用勤覺

覺

午正月分 二日 石炭六拾八俵 櫻村吉左衛門 一日 櫻村貞介

此立合六人 櫻村庄介 一日 櫻村柳介 十日左衛門

二月份 二日 同 式百拾俵 櫻村吉左衛門 二日 櫻村貞介

此立合十三人 櫻村庄介 二日 櫻村柳介 十日左衛門

四月份 二日 同 式百俵 櫻村吉左衛門 二日 櫻村貞介

此立合十二人 櫻村庄介 二日 櫻村柳介 十日左衛門

六月份 一日 同 百俵 櫻村吉左衛門 一日 櫻村貞介

此立合六人 櫻村庄介 一日 櫻村柳介 十日左衛門

ノ三拾七人

右石炭為御堀ニ相成候ニ付掛り我々共前書之通り御用相勤申候、以上

友部村

御山横目

櫻村吉左衛門

午七月

是ハ湊反射爐御役所へ指出ス 貞介持參

(6) 安政5年7月 山部村石炭採掘入目調

覺

六月份 一日 石炭千貫め 此俵百俵 但一俵拾貫め入

此御入目

掘出 受負人 仕事師 金 蔵

總八貫三百三拾式文

但一俵ニ付總八拾文ツ、

同三貫七百四拾八文

濱下駄賃 山部村 祐四郎

同老貫四拾文

炭俵代百拾文 但一俵拾文ツ、 麦わら三拾わ代 但一わ代三文ツ、

同九拾文

ノ總拾三貫式百拾八文

為金式兩拾八文

右当六月中石炭為御堀ニ相成り諸御入目前書之通り取調

申上候、以上

友部村

御山横目

櫻村吉左衛門

午七月

同十一月十六日再調指出

湊御役所出ス

櫻村貞介 持參

8 (年不詳) 石炭掘取り方に付郡奉行所役人書状

(友部櫻村讓家7-28 状)

石炭上品式百貫目程急々堀取申度候所、右ハ先達而竹下清右衛門等見分之節品々善悪撰撰等之口申聞之振有之、定而御自分ニも右之趣ハ承知候事と相見候へハ、此度入

用分上品堀取方御自身手ニ而出来可申哉致承知度候条、  
否配符を以明後日上深荻泊へ可被申出候、以上

十一月廿八日  
中村猪之介  
塙 左五郎

友部村  
御山横目

(包紙ウツ書)  
御用  
友部村 塙 左五郎  
御山横目 中村猪之介

9 (年不詳) 反射炉御用石炭運送荒天による遅延に付達

(『北茨城市史別巻9 港関係史料』)

湊村反射炉御用石炭三百俵余、川尻村舟庄屋勝間田半兵衛手船観音丸へ積入、過日出帆申付候へ共、打続而之時化にて運漕難相成、沖合漂居候趣、昨朝ニ到候てハ其浦湊中へ相直候由之処、右荷物運転至極御指急ぎ之振申来候ニ付而ハ、此先日和次第速ニ其浦出帆、時日ヲ不移那珂湊着岸相成候様右船頭共へ屹と可被申付候、尤泊其浦出帆申付候ハ、其段別紙付配符ヲ以早速川尻村へ可被申出候、此段旁相達候、已上

三月廿八日  
東御郡方  
神永藤之介

平潟  
菊池半兵衛方

補 安政3年3月 石炭掘出人足控

(友部村「諸御用手控」 友部樫村讓家616 小横帳)

(表紙)

安政三年  
長  
樫村吉左衛門  
諸御用手控

辰正月吉日

石炭堀出人足控

三月十三日	一 藤八	清衛門	浅十	秀介
	一 良八	忠吉	金三郎	〆七人
十四日	一 藤八	清衛門	浅十	秀介
	一 良八	忠吉	金三郎	〆七人
十六日	一 貞蔵	清衛門	庄八	忠吉
	一 金三郎	〆五人		
十七日	一 藤八	貞蔵	清衛門	庄八
	一 忠吉	金三郎	〆六人	
同	一 繩式百文		藤七郎	
	一 同百文		同人	
十八日半日	一 藤八	佐介	秀介	庄八
	一 忠吉	金三郎	〆六人分三人	
十九日	一 藤八	佐介	浅十	貞蔵

一 秀介 庄八 忠吉 金三郎

〆八人

〆三拾六人

一 わら拾わ 秀介

代四拾文

一 石炭拾俵 拾五貫目入

拾五俵分

一 同 三拾俵 拾貫め入

〆四拾五貫

川尻濱下分

此駄賃面付

(以下余白)

同百三拾貳文 川尻大貫まで運賃

同廿九文 同所諸懸り

〆三三百六拾八文

右者石炭為御堀ニも可相成哉ニ而堀出し方大貫まで之諸  
入目取調申出候様御申聞御座候ニ付仕事師・駄賃・渡海  
諸入用前書之通り相懸可申奉存候間此段申上候、以上

友部村

御山横目

樫村吉左衛門

亥八月  
十三日申出

福地平蔵様

参考

文久3年8月 石炭一俵あたり山部村から茨城郡

大貫村まで諸懸り書上

(友部村山横目「諸御用控」 友部樫村讓家218 豎帳)

(表紙)

安政六年

諸御用控

未正月御山横目

申酉戌亥

以書付申上候

一 石炭拾六貫目入 壹俵

此諸懸り

鑿百拾六文

三拾三

同廿四文

繩俵代

同五拾四文

川尻まで濱下駄賃

堀出しより俵造りまで

制作

2025年2月11日

日立市の歴史点描